

福岡水素エネルギー戦略会議規約

(名称)

第1条 本会は、「福岡水素エネルギー戦略会議」と称する。

(目的)

第2条 本会は、産業界、大学、行政が緊密に連携して、水素エネルギーに係る研究開発、実証、関連企業の集積等を促進し、環境にやさしい水素エネルギー社会の構築を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 水素エネルギー社会構築に係る事業の企画及び推進
- (2) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、本会の目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) 水素エネルギーに関連する企業
- (2) 水素エネルギーに関連する研究・教育を行う大学等関係者
- (3) その他、第2条の目的に賛同する法人及び行政機関

(入会)

第5条 入会を希望する者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、会長に届けなければならない。
2 本会の規約その他の規則を遵守せず、又は本会の名誉を毀損する行為があった時は、会長は、幹事会の承認を得て当該会員を退会させることができる。

(顧問)

第7条 本会に顧問若干名を置くことができる。
2 顧問は、幹事会の承認を得て会長が委嘱する。
3 顧問は、本会の運営に関する重要な事項について会長の諮問に応じる。
4 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長 1名
(2) 副会長 4名以内
(3) 監事 2名
2 会長、副会長及び監事は、会員の中から総会において選任する。
3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
4 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3 監事は、本会の会計を監査する。

(総会)

- 第 1 0 条 総会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。
2 総会は、本規約で定めるもののほか、本会の事業及び運営に関する基本的事項について審議、決定する。

(幹事会)

- 第 1 1 条 本会に幹事会を置く。
2 幹事会は、幹事長 1 名、副幹事長 4 名以内及び幹事 2 0 名以内をもって構成する。
3 幹事長、副幹事長及び幹事は、会長が委嘱する。
4 幹事長は、幹事会を主宰し、副幹事長は、幹事長を補佐する。
5 幹事会は、第 3 条に規定する事業の執行に関する事項、その他会長が必要と認める事項について審議、処理する。
6 前項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

- 第 1 2 条 本会に専門的事項を処理するため、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
2 専門委員会の委員は会長が委嘱する。

(経費)

- 第 1 3 条 本会の運営に関する経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

- 第 1 4 条 本会の会費は、会長が総会の承認を経て別に定める。

(会計年度)

- 第 1 5 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(事務局)

- 第 1 6 条 本会の事務を処理するため、福岡県商工部新産業・技術振興課に事務局を置く。

(補則)

- 第 1 7 条 本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 本規約は、平成 1 6 年 8 月 3 日から施行する。
- 2 本会設立当初の役員の任期については、第 8 条の規定にかかわらず、本会設立の日から平成 1 8 年度の最初の総会の日までとする。
- 3 本会設立当初の会計年度は、第 1 5 条の規定にかかわらず、本会設立の日から平成 1 7 年 3 月 3 1 日までとする。